

教 福 第 7 1 3 号  
平成28年3月29日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教育職員局福利課長

ストレスチェック制度の実施について（通知）

このことについて、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、ストレスチェック制度の実施義務が事業者に課せられ、このたび、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長から平成28年3月23日付けで「平成26年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について」により、「メンタルヘルス対策に一層積極的に取り組むこと」とし、「ストレスチェック等の取組が、学校等の規模にかかわらず、全ての学校等において適切に実施されるよう」通知があったところです（平成28年3月25日付け教職第2478号総務政策局教職員課長名で通知済）。

つきましては、貴職におかれましても、文部科学省からの通知を踏まえ、ストレスチェック制度を適切に実施していただけるよう、お願いいたします。

なお、道教委では、平成28年度から、すべての道立学校職員及び教育庁職員等を対象にストレスチェック制度を実施することとし、実施方法等の詳細な検討を進めているところであり、道立学校職員のストレスチェック制度の実施方法等について、別添写しのとおり各道立学校あて周知しておりますので、参考にしてください。

健康管理グループ 担当：林  
TEL 011-204-5736（直通）